

令和3年度 第2回不動岡公民館運営審議会 次第

■日 時 令和4年1月26日(水)
午前10時00分～

■会 場 不動岡公民館 会議室1

1 開 会

2 参与あいさつ

3 委員長あいさつ

4 議 題

(1)令和3年度公民館事業の実績(経過)報告について

(2)その他

・コミュニティセンターへの移行について

5 閉 会

議題一(1) 令和3年度 公民館事業の実績(経過)報告について

(1)主催事業の実績(経過)について

(令和3年1月14日現在)

	講座名	実施回数	参加者出席率	学習の内容・効果等	
1	いきいきスクール不動岡 (高齢者学級)	5回	38名 %	仲間づくり、いきがづくり、学習の場として毎回様々な内容で開催している。後、2回開催予定	
2	家庭教育学級 親子料理教室(うどん打ち)	0回		新型コロナウイルス拡大防止のため緊急事態宣言が発令され、開催できなかった。	
3	人権教育講座 人権講座	1回	名	1月26日 開催予定	
4	一般講座	① 親子リトミック教室	3回	9組21名	7月に、1回目が開催されたが、緊急事態宣言が発令されたため、12月に延期になった。母親たちは、子どもたちの様子を見ながら一緒に楽しんでいた。
5		② 簡単ストレッチ講座	4回	8名 81%	11月～12月 開催 年齢に関係なく、いつでもどこでもできる簡単なストレッチで参加者から大変好評だった。
6		新規 ③ ベネチアンガラス講座	4回	10名 77%	11月～12月 開催 さまざまな色のガラスを組み合わせると素敵なアクセサリーができ、参加者もびっくりしていた。
7		新規 ④ そば打ち体験講座	3回	8名 %	1月 開催 蕎麦を自分で打つということに、参加者は堪能していた。
8		新規 ⑤ 寄せ植え講座	4回	5名 100%	10月～11月 開催 身近な季節のたくさんの花や観葉植物を様々な鉢に植えていき、出来上がった寄せ植えを見て「綺麗」と満足していた。
9		⑥ スポーツダーツ講座	5回	7名 %	2月～3月 開催予定
10	子ども広場 スノードーム作り教室	3回	26名	新型コロナウイルス拡大防止のため緊急事態宣言が発令され、開催できなかった。	

公民館のコミュニティセンターへの移行について

令和4年4月1日から、全ての公民館をコミュニティセンターに移行
～ 地域で集えるコミュニティ活動拠点を整備する ～

令和3年第4回定例会（12月議会）にて、議決

1 第100号議案 加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとするための関係条例の整備に関する条例

■ 目的

（1）公民館の現状と課題

現在市内には、公民館10館が設置されていますが、加須地域及び北川辺地域のみに配置されており、地域的な偏りがあります。また、公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、営利目的等での利用ができません。

（2）公民館のコミュニティセンター化の目的

公民館をコミュニティセンターに移行することにより、地域の人々や様々な年齢層の市民が自由に集い、幅広い利用ができる場を充実します。また、既存のコミュニティセンターと合わせることで、概ね小学校区の単位で市内全域にバランスよく配置されることになります。

（3）条例改正の趣旨

地域で集えるコミュニティ活動の拠点施設として、加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとし、また、北川辺中学校の一部スペースに北川辺コミュニティセンターを新設するため関係条例を整備するものです。

■ 施行期日・主な改正内容

施行期日	No.	改正等の内容
R4. 2. 1	①	○ 北川辺公民館を廃止すること。
	②	○ 北川辺コミュニティセンターを新設すること。 ○ 北川辺コミュニティセンターの休館日を毎週火曜日及び年末年始と定めること。 ○ 北川辺コミュニティセンターの使用料を定めること。
R4. 4. 1	③	○ 公民館（加須地域の公民館9館）を廃止すること。 ○ 公民館参与を廃止すること。
	④	○ 加須地域の公民館6館をコミュニティセンターとすること。 ○ 新たな加須地域のコミュニティセンター6館の休館日を毎週火曜日及び年末年始と定めること。 ○ 新たな加須地域のコミュニティセンター6館の使用料をそれぞれ従前の公民館の使用料と同額とすること。 ○ コミュニティセンターの円滑な管理運営を図るため、コミュニティセンター運営委員会を置くことができることとすること。

※ 施設の利用許可に係る手続は、令和4年1月4日から行うことができることとすること。

2 スケジュール

令和3年		令和4年					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	北川辺公民館	■解体設計業務入札・契約 図面作成		積算			
			北川辺コミュニティーセンター	アスベスト調査			
公民館9館（加須地域）		コミュニティーセンター10館					
	■看板掛替工事契約・着工	●広報紙等による市民への周知 ●R4.4までの施設予約開始(1/4~) ●施設利用団体への周知					

公民館からコミュニティセンターへ移行に伴う
変わるところ 変わらないところ

利用許可申請

《現行》

利用日の属する月の3か月前の月初日から利用日の前日までに利用許可申請書を提出

申請書の様式や提出期限が変わるんだね



《移行後》

- ・利用日の属する月の3か月前の月の初日から利用日当日までに利用許可申請書を提出
- ・市外居住者、商業宣伝行為等が主たる目的で利用する者が許可申請する場合は2か月前の月の初日から利用日当日までに利用許可申請書を提出

施設利用予約受付

《現行》

- ①利用日の属する月の3か月前の月の初日から3日間(休館日を除く。)を「集中受付期間」とし、全て仮申請とする。
- ②受付時間：午前9時～午後4時
集中受付期間中は、電話又は郵送による申請は不可。
- ③集中受付期間(4日目)以降は、電話による仮申請が可能。原則、先着順。ただし、1週間以内の本申請が必要。
- ④調整日(集中受付期間の次の日)
*利用希望日時の重複がある場合、団体相互の調整。調整がつかない場合、抽選。
- ⑤利用申請回数は、4回分まで。(4日間連続利用は不可。)
- ⑥市主催行事等の利用申請の優先受付あり。
- ⑦連続して利用できる期間は3日間

受付の「3日間ルール」は変わらないんだね



《移行後》

- ①利用日の属する月の3ヶ月前の月の初日から3日間(休館日を除く。)を「集中受付期間」とし、全て仮申請とする。
- ②受付時間：午前9時～午後5時
集中受付期間中は、電話又は郵送による申請は不可。
- ③集中受付期間(4日目)以降は、電話による仮申請が可能。原則、先着順。ただし、1週間以内の本申請が必要。
- ④月初の受付以外の申請受付は、原則、先着順。
*利用希望日時の重複がある場合、ネット申請導入後はコンピューター抽選。
- ⑤月初の受付の際、利用申請は、1か月に4回まで。
*同一曜日が5回ある月は、5回まで。
- ⑥市主催行事等の利用申請の優先受付あり。
- ⑦連続して利用できる期間は5日間

施設使用料・使用料の減免

《現行》

- ・使用料は規定により公民館毎に決められている。
- ・生涯学習活動を行う団体は、減免利用団体として登録される(有効期間1年間)。

減免基準クリアなら申請して承認を受けることは変わらないんだね



《移行後》

- ・加須地域9公民館は、現行公民館と同様料金のおり。北川辺は新料金による。
- ・公民館の減免利用登録団体は、生涯学習活動を行う事で引き続き使用料の減免となる。
- ・令和4年4月以降の減免利用申請は、コミセンの新しい規定に基づき対応。

公民館学習事業・公民館文化祭

(所管：生涯学習課)

- ・引き続き、生涯学習事業として、高齢者学級をはじめ一般講座等を展開する。
- ・今まで同様に、地区文化祭、コミュニティイベントとして実施予定(R4予算計上)

施設の休館日

《現行》

加須地域…火曜日、祝日、年末年始休
北川辺…月曜日(祝日と重なる場合は、翌日の開館日)、年末年始休

利用できる日が増えるね

《移行後》

火曜日(祝日と重なる場合は、直後の平日)、
年末年始休
※コミセン移行後は、祝日は開館となります。

